参考様式第５－２号

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	令和8年10月23日 （第5回）
目標年度	令和１６年
市町村名 （市町村コード）	富山市 （162019）
地域名 （地域内農業集落名）	太田地区 （　西番一区、西番二区、西番三区、西番四区、西番五区、西番六区、大場、城村南、城村北、八川、石屋東部、石屋西部、新名、中屋南区、中屋北区、関北区、関南区、太田南町、太田中区、太田北区、大宮町、横内一区、横内二区、横内三区　）

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	671.2 ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	ha
②　田の面積	665.6 ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	5.6 ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	69.2 ha
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
（備考）	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
　2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
　3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
　4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
　5:（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
　6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2）　地域農業の現状及び課題

地域における担い手の確保状況は、認定農業者が24経営体、集落営農組織が4経営体、認定新規就農者が1経営体と担い手はいるが、十分ではない。
その他の農業者の状況として、当面は現状のまま営農を継続するが、集落営農組織や新規就農者等による後継者が確保されない場合、廃業することが考えられる。
農地は、昭和40年代に一旦、農地整備事業が実施されているが、整備から年数が経過しており、農業用排水などの施設の老朽化が課題となっている。

（3）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

土地利用型農業については、認定農業者並びに集落営農組織が、水稲や大豆及び麦の二毛作を中心とした作付けを行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けることで耕作放棄地を解消するとともに、それぞれが10～20ha程度の経営規模を目指す。また、規模拡大により生産性を向上させるとともに、トラクター等農作業機械を更新し、効率的な作業により品質の向上を図る。
園芸農家については、栽培技術の向上や新技術導入による品質・収量の安定化を図り、経営の安定を目指す。
後継者も含め新規就農者の育成に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。併せて、新たな担い手の確保を模索する。
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	47.5 %	将来の目標とする集積率	65 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
担い手を中心に集積・集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農業委員・農地利用最適化推進委員等と連携し、農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組
集落や地域において、話合いを継続しながら、計画的に農業用施設の維持更新を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
富山県や富山市、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入、就農を支援し、確保・育成を図る。また、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
ドローンを活用した一斉防除について、富山市農業協同組合にて農作業委託を受ける。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

③ドローンを活用し、防除等作業の効率化、労力の低減を図る。

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和 16 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稲・大豆・露地野菜	49.1 ha	ha	水稲・大豆・露地野菜	49.1 ha	ha	A	
認農		水稲・大豆・施設野菜	37.0 ha	ha	水稲・大豆・施設園芸	38.2 ha	ha	B	
認農		水稲・麦・大豆・露地野菜	1.3 ha	ha	水稲・麦・大豆・露地野菜	1.3 ha	ha	C	
認農		水稲大豆大麦	1.0 ha	ha	水稲大豆大麦	1.0 ha	ha	D	
認農		水稲・水稲種子・大豆種子	14.3 ha	ha	水稲・水稲種子・大豆種子	25.0 ha	ha	E	
認農		水稲・備蓄米	15.7 ha	ha	水稲・備蓄米	20.0 ha	ha	F	
認農		水稲	9.0 ha	ha	水稲・飼料用米	9.0 ha	ha	G	
認農		水稲	7.5 ha	ha	水稲	10.9 ha	ha	H	
認農		水稲・大豆	6.2 ha	ha	水稲・大豆	11.0 ha	ha	I	
認農		水稲	4.6 ha	ha	水稲	7.5 ha	ha	K	
認農		水稲種子・大豆種子	3.6 ha	ha	水稲種子・大豆種子	10.8 ha	ha	L	
認農		水稲	7.4 ha	ha	水稲	7.4 ha	ha	M	
認農		水稲・大豆	5.9 ha	ha	水稲・大豆	5.9 ha	ha	N	
認農		水稲種子・大豆種子	6.2 ha	ha	水稲種子・大豆種子	6.2 ha	ha	O	
認農		水稲	3.9 ha	ha	水稲・大豆	10.1 ha	ha	Q	
認農		水稲・施設野菜	2.3 ha	ha	水稲・施設野菜	2.3 ha	ha	R	
認農		水稲・露地野菜	0.5 ha	ha	水稲・露地野菜	1.0 ha	ha	T	
認農		水稲、施設野菜	1.2 ha	ha	水稲、施設野菜	1.2 ha	ha	U	
認農		水稲・その他	1.4 ha		水稲・その他	1.4 ha	ha	V	
認農		施設野菜	1.4 ha	ha	施設野菜	1.4 ha	ha	W	
認農		水稲・その他	2.4 ha	ha	水稲・その他	2.5 ha	ha	X	
認就		露地野菜	0.5 ha	ha	露地野菜	0.5 ha	ha	Y	
集		水稲・大豆	26.3 ha	ha	水稲・大豆	26.7 ha	ha	Z	
集		水稲	9.0 ha	ha	水稲	9.0 ha	ha	AA	
集		水稲	16.0 ha	ha	水稲	16.0 ha	ha	AB	
集		水稲	33.2 ha	ha	水稲	34.6 ha	ha	AC	
到達		水稲	7.5 ha	ha	水稲	7.5 ha	ha	AD	
到達		水稲	2.2 ha	ha	水稲	3.6 ha	ha	AE	
到達		水稲	3.3 ha	ha	水稲	3.3 ha	ha	AF	
認農		水稲	12.4 ha	ha	水稲	15.0 ha	ha	AG	
到達		水稲	2.5 ha	ha	水稲	3.9 ha	ha	AH	
到達		水稲	1.8 ha	ha	水稲	2.1 ha	ha	AI	
到達		水稲	0.6 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha	AJ	
到達		水稲	2.1 ha	ha	水稲	3.2 ha	ha	AK	
到達		水稲	2.0 ha	ha	水稲	2.0 ha	ha	AL	
到達		水稲	1.7 ha	ha	水稲	4.1 ha	ha	AN	
到達		水稲	3.6 ha	ha	水稲	7.5 ha	ha	AM	
到達		水稲	1.9 ha	ha	水稲	7.0 ha	ha	AO	
到達		水稲	2.1 ha	ha	水稲	4.5 ha	ha	AP	
到達		水稲	3.6 ha	ha	水稲	4.5 ha	ha	AQ	
認農		水稲	4.4 ha	ha	水稲	9.0 ha	ha		
計	41経営体		318.6 ha	0 ha		387.8 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。